

山口県中学校体育連盟引率・監督規程

山口県中学校体育連盟

1 引率・監督

- (1) 県内大会の生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は、他校の引率者、依頼監督者、及び合同チームの代表監督にはなれない。
- (2) 県内大会の引率者と監督者は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていないこと。
- (3) 県内大会に関わる外部指導者は、県中体連に登録し、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、校長から指導処置を受けていないこと。

2 引率・監督の留意点

- (1) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (2) 引率時は、公の交通機関を利用する。（引率上の責任は引率者にある）
- (3) 引率者・監督者は、大会運営に協力する。
- (4) 大会結果と、帰校報告を当日中に行う。
- (5) 引率者・監督者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ、生徒は失格となることもある。

3 引率・監督の特例

- (1) 個人種目へ参加する生徒の引率は、次の場合、県中体連に登録された外部指導者による引率を認める。
 - 校内に設置部（県中体連登録）があり、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合
- (2) 外部指導者により引率ができる個人種目は次のとおりとする。
 - 陸上競技、水泳競技、体操・新体操、相撲、柔道、剣道、ソフトテニス、卓球、弓道、バドミントン、スキー、テニス
- (3) 外部指導者による引率・コーチ等については、外部指導者1名につき1校とする。
- (4) 団体種目へ参加する生徒の引率は、外部指導者による引率を認めない。また、陸上競技、水泳競技のリレーは団体種目として扱う。
- (5) 合同チームで参加する生徒の引率は、次の場合、代表引率を認める。
 - 出場校の校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断し合同チーム相手校の校長と引率をする教員の下承を得た場合。

(6) 個人種目において、出場校の校長が、様式1・2・3（別紙）により監督依頼をして承諾を得た場合は、承諾した学校の校長・教員の監督を認める。

4 その他

中国大会・全国大会の引率・監督については、各大会の要項に記載されているとおりとする。

附 則

本規程は、平成14年4月23日これを制定、平成14年度山口県春季体育大会より実施。

本規程は、平成15年4月22日これを改正、実施。

本規程は、平成19年4月24日これを制定、平成19年度各種山口県選手権大会より実施。

本規定は、平成30年4月24日これを制定、平成30年度各種山口県選手権大会より実施。